

学則施行細則

第1章 目的

(目的)

第1条 この施行細則は、東京スポーツ・レクリエーション専門学校の学則第37条をうけ、本校の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 単位認定

(外部実習)

第2条 外部実習については、総授業時間数の2分の1まで授業科目の履修科目とみなすことができる。

実習における規定は別途定める。

(学外での学修)

第3条 学校長が教育上有益と認めるときは、他の専修学校の専門課程及び大学又は短期大学、その他文部科学大臣が別に定める学修を、所定の課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該授業科目の履修とみなすことができる。

(入学前の授業科目等の履修)

第4条 前条の規定は、学生が入学前に履修した授業科目（第5条の規定により履修した授業科目を含む）の学修についても準用する。

(科目履修)

第5条 本校の学生以外の者が、本校における一又は複数の授業科目の履修を希望する場合は、別の定めにより、当該科目の履修を認めることがある。

(単位換算)

第6条 本校の授業時間数を単位数に換算する場合においては、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮した別の定めにより、単位数に換算するものとする。(講義・演習は15時間から30時間、実験、実習および実技については30時間から45時間までの範囲で、本校が定める授業時間数を以って1単位とする。)

(遠隔授業)

第7条 遠隔授業については、課程の修了に必要な総授業時間数の4分の3の範囲で、これを単位として認定する。

第3章 評価基準

(学期)

第8条 本校の学期を前期・後期に2分する。

(成績評価)

第9条 教育課程記載上の科目については、すべて評価を行う。評価は成績表および成績証明書へ記載する。

(科目評価)

第10条 各科目について授業点40点、定期試験60点の合計点、または報告書によりAからFの6段階評価を行う。

2. A・B・C・Dを合格とし、E・Fを不合格とする。

A	—	90点～100点	}	合格
B	—	80点～89点		
C	—	70点～79点		
D	—	60点～69点		
E	—	出席不良	}	不合格
F	—	59点以下 (不合格)		

3. 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。

4. 前項に定めるGPAは、2項の成績評価に以下の評価点をそれぞれ与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。

A-4.0 B-3.0 C-2.0 D-1.0 E-0 F-0

5. GPA対象以外の科目については次の評価基準とする。

- S — 合格 (ABC等の段階評価なし)
- U — 不合格 (ABC等の段階評価なし)
- TC — 他校等で履修した単位の認定

(実習評価)

第11条 実習評価は実習前教育、実習施設の評価、実習後教育の3要素で評価する。

2. 評価記述 (A～E) は「科目評価の基準」を準用する。

3. 実習参加の最低条件は以下の項目の全てを満たす者である。

- (1) 実習までの履修科目の出席率がすべて良好であること。
- (2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していること。
- (3) 身体的・精神的・社会的に実習に耐えうる健康状態であること。
- (4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。
- (5) 実習前試験に合格した者であること。

4. 前項の実習参加の判定は、教務部長が行う。

5. 現場実習の出席時間数が必要時間数に満たない者は、修了の認定を行わない。

(定期試験の受験資格)

第12条 1つの学期につき、同一科目を定期試験日も含めて総時間数の出席率70%未満の者は、その科目の定期試験を受験することができない。(E評価)

2. 本校への学費等の納入金が所定の期日までに未納であり、その後の納入の見込みがない者は原則、定期試験を受験することができない。

3. 試験監督者に求められた場合は、学生証を提示する。

(試験の方法)

第13条 試験は原則として筆記試験とする。

試験の方法は、施行の1週間前までに授業内にて公示する。

(試験心得)

第14条 受験者は試験開始時刻までに試験場へ入室し、監督者の指示に従うこと。

2. 試験場では、所定の座席に着席すること。
3. 携帯品は、監督者の指示に従うこと。
4. 筆記用具（鉛筆、消しゴム）等は各自用意し、試験場では貸借または共用してはならない。

(不正行為)

第15条 学生が試験等において以下の不正行為をした場合は、学則第30条により処分する。

- (1) 規定された図書、ノート以外の物を披見した者。
 - (2) 他人の答案を見たり、他人に答案を見せたり者。相互に連絡した者。
 - (3) 許可なく座席を離れた者。
 - (4) 騒音を発し、試験を妨害した者。
 - (5) 机等に書き込みをした者。
 - (6) 代人受験を行った者。
 - (7) その他の不正と監督者がみなした行為を行い、また監督者の注意に従わず、受験態度不良の者。
2. 受験中、不正行為があった場合、即時退出処分を命じ、原則として不正行為があった学期の全科目の単位認定は行わない。

(追試験)

第16条 定期試験を欠席したが、学校が定める欠席規定に添って欠席扱いを免除した者については、追試験を行う。

2. 追試験当日欠席した者は、後日再試験を行う。

(再試験)

第17条 科目の評価が不合格（59～0点）の者もしくは私的事由により欠席した者については、再試験を行い、その評価は最高Dとする。

2. 再試験の受験は各学期1科目について1回限りとする。

(特別補講)

第18条 卒業・進級条件を満たさなかった者については特別補講を開講することがある。開講は学校長の判断による。

2. 特別補講を受講する場合は、各科目につき2万円を指定の期日までに納入しなければならない。
3. 前項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業・進級基準)

第19条 学期ごとに必要最低単位数を得た者は、進級することができる。

2. 学年ごとに必修単位数を取得し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。
3. 進級・卒業については、卒業進級判定会議にて決定となる。

第4章 欠席、遅刻及び早退規程

(点呼)

第20条 教科担当教員（または代講者）は、毎授業時に出欠の点呼を行う。

（欠席）

第21条 欠席の取り扱いは、次の通りとする。

- (1) 欠席する者は、事前に担任に連絡すること。
- (2) 病気・事故等での長期欠席の場合でも欠席扱いとなる。
- (3) 父または母死亡の場合は、7日以内、祖父母、兄弟姉妹死亡の場合は3日以内、曾祖父母、伯叔父母死亡の場合は1日の欠席を「忌引き」として取り扱い、欠席時数には算入しない。但し、「忌引き」での欠席扱い免除は、会葬の通知等の提出によってはじめて認められる。遠隔地の場合には上記に移動日数を加算とし、教務部長判断によるものとする。
- (4) 兄弟姉妹（2親等まで）の冠婚の場合は、欠席時数には算入しない。但し、この場合の欠席扱い免除は、冠婚式典の通知等の提出によってはじめて認められる。遠隔地の場合には上記に移動日数を加算とし、教務部長判断によるものとする。
- (5) 天災、交通途絶等不測の事故による欠席は、事情により欠席時数に算入しない。
- (6) 学校保健安全法施行規則に定める学校感染症は、医師からの診断書もしくは治癒証明書の提出をもって学校が必要と判断した日数について欠席扱いを免除する。
- (7) 授業態度が著しく悪く担当講師から退出を求められた場合は欠席とする。
- (8) この他に授業等を欠席しても欠席を免除される場合は次の通りとする。
 - ①就職説明会、就職試験等の就職活動または就職内定先の職場実習、研修。（期日までに「就職試験報告書」を提出した場合に限る。）
 - ②編入・進学などの入試日（受験日・時間が明記されている受験票を添付してある場合に限る。）
 - ③学校認定の課外活動。（期日までに「活動報告書」を提出した場合に限る。）
 - ④出身校より依頼された在校生対象の進学説明会。（「欠席免除願」に本校教務部長の証明印がある場合に限る。）
 - ⑤成果発表における施設、外部機関への訪問。（期日までに「活動報告書」を提出した場合に限る。）
 - ⑥裁判員制度の適用があった場合。
- (9) 欠席免除の申請方法は、欠席免除願を用い次の通りとする。
 - ①原則当該日前日17:00までに「欠席免除願」を提出し、教職員の了承印を得る。
 - ②活動報告書等の指定添付書類（場合により訪問先の書面の提出を求めることがある）提出は欠席免除日より7日以内（土・日・祝日を含む）に提出する。なお、報告書の提出は欠席免除願1部に対し1部受付に提出すること（土・日・祝日を含む）。
「長期欠席免除願」の場合には、最終活動日から7日以内（受付時間内）とする。
※提出先は受付（平日土日祝日8:50~17:00内・土日部の学生は個別対応）
 - ③上記①②の締め切り後の提出はいかなる理由があろうと許可しない。
- (10) 実習・実技授業の見学は、原則、見学届と医師の診断書と授業終了後のレポートを受付に提出した場合のみ出席扱いとなる。なお、診断書と授業終了後のレポート提出は見学日より7日以内（受付時間内）とする（土・日・祝日を含む）。
※提出先は受付（平日8:50~17:00内・土日部の学生は個別対応）

(遅刻・早退)

第22条 授業開始時刻より15分までの入室は遅刻として認められる。それ以後については入室を許可されるが、欠席とする。定期試験の場合、評価はしない。

2. 交通機関の事故等による遅延は、原則認めないものとする。ただし、遅延証明書の提出と教務部長の判断によって遅刻を免除する場合がある。
3. 授業開始時刻より60分以降の退室を早退として認める。それ以前の退室については欠席とする。
4. 一つの授業時間に遅刻及び早退が同時に生じた場合は欠席とする。
5. 遅刻・早退については合わせて3回で1回欠席とする。

第5章 休講規定

(休講)

第23条 学校指定の時刻と地域に、気象庁により「特別警報」または「警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪)」が出されている場合(以下「警報等」という)は休講とします。

- (1) 前項の学校指定の時刻とは、当日の朝6時(午前中の授業)、午前10時(午後の授業)をいいます。

但し午前10時までに警報が解除された場合については午後の授業は実施する。

- (2) 前項の学校指定の地域とは、東京都23区東部(江戸川区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区)全域をいいます。※1

- (3) 警報等の発令は学生自身が確認するものとします。

下記のアドレス(気象庁「気象警報・注意報：東京都」)を参照のこと。

http://www.jma.go.jp/jp/warn/319_table.html

2. JR総武本線(東京・千葉間)または東京メトロ東西線が、前項(1)の時刻にストライキを決定している場合は休講とします。※2
3. 震災等により、前項の鉄道の運行が大きく乱れている場合は休講とします。
4. 休講の条件を満たさない場合でも、事務局長が安全を配慮して休講とする場合があります。